

## 025 企委第 1 号 埼玉県水道用水供給事業広報動画制作業務委託仕様書

1 委託業務名 025 企委第 1 号 埼玉県水道用水供給事業広報動画制作業務委託

2 委託期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 1 9 日（木）まで

### 3 目的

水道用水供給事業は、令和 8 年度からの料金改定や今後の大規模投資を控え、事業の果たしている県民生活に欠かすことができない役割や取組、事業の維持に係るコストの必要性を県民に分かりやすく伝え、より事業への理解を深める広報を行う必要がある。

これまでの広報活動は、小学生や一般成人向けであり、その中間の若年層（高校生・大学生など）への情報発信が不足していたことから、若年層が慣れ親しんでいる動画形式により PR 動画を制作し、発信することで広報活動の充実を図ることを目的とする。

### 4 本仕様書の取扱い

本仕様書は、企画提案用であり企画提案競技の実施後、発注者は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は、仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

### 5 用途

- (1) YouTube 上での配信、埼玉県ホームページでの掲載
- (2) 水道用水供給事業の PR 活動として埼玉県が必要と認めた場での放映又は配信

### 6 委託業務の内容

水道用水供給事業の広報動画の制作に必要な業務及び付随する業務一式

#### (1) 作成方針

全国最大規模である埼玉県水道用水供給事業の取組の必要性・効果等が伝わるもの、及び料金への理解が深まるものとする。そのうえで、発注者と十分に連絡を取り、定められた予算や校正回数の中で目的を達成できるように最大限努力すること。動画制作のみならず、再生回数を増やす工夫をすること。

#### (2) 動画内容、作成本数及び再生時間

##### ア 動画内容

水道用水供給事業の取組を PR する動画の制作

※別添資料【県営水道広報動画案】参照

(ア) 県営水道の紹介

(イ) 県営水道の事業サイクル

(ウ)緊急時でも水を供給する取組

イ 制作本数 6本

(10分程度の動画3本、本編の要点を抜粋して構成した1分程度の動画3本)

(3) 動画のメインターゲット、リサーチ

高校性・大学生をメインターゲットとし、動画制作の前に動画がメインターゲットのニーズに沿った成果品になると裏付けることができる調査等を行うこと。

(4) 取材、動画設計

必要に応じて工事現場等を訪問した上で、定点映像等経過の分かる資料を用いるなど、最も効果的なPR動画となるよう発注者と協議の上、動画のアウトラインを決定する。

(5) 作成動画及び撮影の条件

ア (4)に基づき必要な素材を撮影する。撮影の時間上限や内容などについては、企画提案競技において提案すること。

イ 撮影前に絵コンテを作成し、テロップのフォント等を含め、発注者と事前に動画の構成について調整すること。なお、絵コンテは、動画全体で統一感があり、見るものにわかりやすく魅力が伝わるものであること。

ウ 撮影場所は、埼玉県内の浄水場および工事現場を想定している。これによらない所在地の施設等を訪問する必要がある場合には、発注者と協議の上決定するものとする。

エ 映像の加工・編集、音楽、音声やナレーションの付加、テロップ、動画タイトルの付加などの編集作業を行うこと。

オ 音声で表現されている情報は字幕として付与し、必要に応じてナレーションを挿入すること。

カ 発注者が所有する動画素材の使用等も可とするが、使用する場合は発注者と協議を行うこと。ただし、発注者の指示による場合は、その動画素材を使用すること。

キ 各動画のサムネイル画像を作成すること。

ク 動画制作全般にかかる費用は全て受注者の負担とすること。また、動画制作全般には、事前リサーチ、絵コンテ作成、収録、ナレーション・テロップの付与、CG、BGM、編集等のほか、作成物の納品までの一切を含むものとする。

ケ 動画のファイル形式は以下のとおりで、YouTubeに掲載可能なものとする。

|        |  |
|--------|--|
| データ形式  | MPEG4 AVC 形式 (.mp4)、又は WMV (WindowsMediaVideo9) 形式 (Advanced Profile を除く) (.wmv) |
| サイズ    | 16:9 (アスペクト比) 横 1920 ピクセル×縦 1080 ピクセル、又は横 1280 ピクセル×縦 720 ピクセル                   |
| データサイズ | 秒数×1MB 前後  |
| ビットレーム | 8M bps CBR (音声: 128~256kbps)   |

|    |        |
|----|--------|
| 音声 | ステレオ対応 |
|----|--------|

(6) 校正

動画案作成後の校正（編集の修正）は1本につき5回以内とする。

(7) 成果品

ア 作成した動画は、上記のファイル形式でDVDに保存し、正副2枚を納品する。

イ このDVDには、作成動画のほか、当該動画を構成する素材データ等（動画データ、イラスト、写真、タイトル文字等）を可能な限り最小単位でカテゴリ別に保存すること。また、動画制作に用いた、絵コンテ、シナリオについても保存すること。

ウ 納品するDVDが1枚のDVDに保存できない場合は、発注者と協議により決定する。

(8) その他

ア 発注者への進捗状況の報告、意見交換を適宜実施すること。また、適宜打合せ記録を作成し発注者の確認を受けること。

イ 動画の使用期限及び編集制限を定めないこと。

ウ YouTubeが定める利用規約を満たしていること。

エ 納品後に、成果物に不具合が生じた場合、もしくは正常に上映できない場合は、正常に上映できる状態まで対応すること。

(9) 成果品に関する権利の帰属

ア 本件受託の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）は原則として全て埼玉県に帰属する。

イ 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。

ウ 本件に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受注者が負うこと。

エ その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

(10) 委託業務実施にあたっての留意事項

ア 受注者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守する。

イ 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受注者が取り扱う個人情報については、埼玉県の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律の適用を受けるものとする。

ウ 委託契約の締結又は履行に当たり、受注者にこの仕様書に定める事項又はこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく発注者と協議を行うものとする。

エ 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

オ 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、または委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

カ 受注者は、委託業務の履行にあたり受注者の責めに帰すべき事由により、埼玉県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

キ 受注者は、委託業務の履行にあたり受注者の責めに帰すべき事由により、第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。